

令和元年6月6日提出

令和元年6月市議会定例会議案

木更津市

令和元年6月市議会定例会議案

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第53号	令和元年度木更津市一般会計補正予算（第2号）	財務部	別冊
議案第54号	令和元年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第2号）	福祉部	別冊
議案第55号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部	1
議案第56号	木更津市監査委員の選任について	総務部	2
議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	3
議案第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	4
議案第59号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	5
議案第60号	木更津市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	6
議案第61号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	7
議案第62号	木更津市情報基本条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部	8
議案第63号	木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について	財務部	9
議案第64号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	18
議案第65号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	19
議案第66号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	21
議案第67号	木更津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	22

議案第 6 8 号	木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 本 部	2 3
議案第 6 9 号	木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 本 部	2 4
議案第 7 0 号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の締結について	環 境 部	2 5
議案第 7 1 号	市道路線の認定について	都 市 整 備 部	2 6
議案第 7 2 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	総 務 部	2 7

議案第55号

木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について

木更津市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	加 藤 誠	

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市固定資産評価審査委員会委員加藤誠氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第56号

木更津市監査委員の選任について

木更津市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	庄 司 基 晴	

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市監査委員庄司基晴氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第57号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	佐久間 克美	

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員佐久間克美氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第58号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	藤 森 けい子	

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員藤森けい子氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 59 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「200 円」を「100 円」に改める。

別表第 2 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第 126 条の規定により戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「300 円」を「200 円」に改める。

別表第 4 の 2 の項中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に、「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に、「2,260,000 円」を「2,270,000 円」に改める。

附 則

この条例中別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は令和元年 8 月 1 日から、別表第 4 の改正規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 23 年木更津市条例第 19 号）第 3 条第 1 項に規定するサービスの提供にかかる手数料を引き下げするため、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 12 号）の施行に伴い手数料を引き上げるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第60号

木更津市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市防災会議条例の一部を改正する条例
木更津市防災会議条例（昭和37年木更津市条例第43号）の一部を次のように改正する。
第3条第6項中「35人」を「40人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（木更津市防災会議委員の任期の特例）
- 2 この条例の施行の日から令和3年2月28日までの間において、木更津市防災会議条例第3条第5項第8号又は第9号の規定により任命された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、令和3年2月28日までとする。

提案理由

木更津市防災会議の所掌事務をより効果的に遂行するため、防災会議の委員の定数を増加することに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 6 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 0 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 火葬場事務嘱託員の項の次に次のように加える。

埋火葬許可・火葬場使用許可事務	日	埋火葬許可申請書 1 件につき	1 0 0
嘱託員		火葬場使用許可申請書 1 件につき	1 0 0

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

閉庁日の日直業務を外部委託することに伴い、埋火葬許可・火葬場使用許可事務嘱託員を新たに設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 6 2 号

木更津市情報基本条例等の一部を改正する条例の制定について
木更津市情報基本条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市情報基本条例等の一部を改正する条例

(木更津市情報基本条例の一部改正)

第 1 条 木更津市情報基本条例(平成 1 5 年木更津市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例(平成 2 0 年木更津市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(木更津市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 3 条 木更津市行政不服審査法施行条例(平成 2 7 年木更津市条例第 3 6 号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 3 3 号)の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第63号

木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について
木更津市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例等の一部を改正する条例
(木更津市税条例の一部改正)

第1条 木更津市税条例(昭和36年木更津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第36条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第83条に次の1項を加える。

- 3 市長は、随時に賦課するものその他の特別の事情がある場合において前項の納期により難しいと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附則第13条の3に次の3項を加える。

- 2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 3 知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第13条の3を附則第13条の3の2とし、附則第13条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第13条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附

則第13条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第13条の8に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第14条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に、「三輪」を「3輪」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有

者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 木更津市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第14条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(木更津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成30年木更津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、木更津市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法

人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項中「第

12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第4条 木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成31年木更津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、木更津市税条例第87条第2項及び第3項の改正規定中「にあつては」に」の次に「、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に」を加える。

第2条のうち、木更津市法人市民税の特例に関する条例第2条第1項の改正規定中「第2条第1項第1号中「100分の12.1」を「第2条第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同項第1号中「100分の12.1」に改める。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中木更津市税条例第83条の改正規定、第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条中木更津市税条例第36条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中木更津市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき木更津市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の木更津市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割に

については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び元号を改める政令（平成31年政令第143号）等の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 6 4 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和 5 0 年木更津市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改める。

第 2 3 条中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改め、同条第 2 号中「2 7 万 5 千円」を「2 8 万円」に改め、同条第 3 号中「5 0 万円」を「5 1 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 8 7 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第65号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしな

いことができる。

附則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削り、附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 66 号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 50 号）及び元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第67号

木更津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

木更津市都市計画審議会条例（平成12年木更津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15人」を「13人」に改め、同条第2項第2号中「5人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に任期の満了により新たに任命する委員から適用する。

提案理由

木更津市都市計画審議会を組織する委員の定数及び市議会議員の委員の定数をそれぞれ削減することに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第68号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

木更津市火災予防条例（昭和37年木更津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 69 号

木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 58 年木更津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表及び第 4 条の表中「潮見 2 丁目 8 番地」を「潮見二丁目 1 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市消防本部庁舎の移転に伴い、木更津市消防本部及び木更津市消防署の位置を変更するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第70号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の締結について

市は、次のとおり特定事業に係る契約を締結する。

令和元年6月6日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 木更津市新火葬場整備運営事業 |
| 2 事業場所 | 木更津市大久保840番地3他 |
| 3 事業内容 | 木更津市新火葬場の施設整備及び維持管理・運營業務 |
| 4 契約金額 | 6,999,281,819円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 5 契約の相手方 | 木更津市潮見三丁目13番2号
かずさまごころサービス株式会社
代表取締役 白川 裕康 |
| 6 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |

提案理由

木更津市新火葬場整備運営事業について、特定事業に係る契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 71 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 2 4 9 9 号 線	本郷一丁目 3 1 6 6 番 1 地先
		本郷一丁目 3 1 6 6 番 1 0 地先
2	市 道 7 9 9 0 号 線	真舟三丁目 1 7 番 2 2 地先
		真舟三丁目 1 7 番 7 6 地先
3	市 道 7 9 9 1 号 線	真舟三丁目 1 7 番 2 3 地先
		真舟三丁目 1 7 番 6 2 地先
4	市 道 7 9 9 2 号 線	真舟三丁目 1 7 番 3 7 地先
		真舟三丁目 1 7 番 4 2 地先
5	市 道 7 9 9 3 号 線	真舟三丁目 1 7 番 5 0 地先
		真舟三丁目 1 7 番 5 5 地先
6	市 道 7 9 9 4 号 線	真舟三丁目 1 7 番 2 9 地先
		真舟三丁目 1 7 番 2 9 地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 72 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和元年 8 月 31 日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 6 月 6 日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項及び第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事務の項中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改め、同表第 3 条第 1 項第 1 1 号に掲げる事務の項中「鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「鋸南町 国保国吉病院組合」に改める。

附 則

この規約は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

令和元年 8 月 31 日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。